

## 浪速区役所出前講座実施要綱

平成19年4月2日  
最近改正 平成30年6月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、区民にとって身近な課題についての情報を、地域で提供するため浪速区役所（以下「区役所」という。）が実施する出前講座に関して必要な事項を定める。

### (名称)

第2条 出前講座の名称は「浪速区役所出前講座」とする。

### (講座のテーマ)

第3条 講座のテーマは、別に定める。

### (開催時間)

第4条 開催時間は、原則として月曜から金曜日（祝日は除く）の午前9時から午後9時までの2時間以内とする。ただし、これによらない場合は、関係者が協議のうえ決めるものとする。

### (会場)

第5条 開催会場は浪速区内に、申込者が確保するものとし、会場使用にかかる費用は申込者が負担するものとする。

### (申込)

第6条 申込みができるものは、浪速区内の概ね10名以上の団体・グループ（以下、「申込者」という。）とし、希望日の14日前までに別紙様式により申込むものとする。

### (講師)

第7条 講師は、区役所の職員等とする。

### (申込み窓口)

第8条 申込みの窓口は、原則として、区役所総務課とし、講座の規模・内容や

準備事項について基本的な調整を行う。

(料金)

第9条 料金は無料とする。

(留意事項)

第10条 本講座では、第1条の趣旨にかんがみ、苦情や陳情は受け付けないものとする。

附則この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附則この要綱は、平成30年6月1日から施行する。